



管理者の乗務に関する団体交渉を行う！

1. コロナ禍を理由として乗務対象ではない企画部門の社員が、今回の管理者の乗務にあたる経緯を明らかにすること。また、今後の管理者の乗務の実施については、安全レベルを低下させないための考え方を明らかにすると共に、労使議論に踏まえること。

(会社の回答)

管理者の乗務については、就業規則に基づく社員運用の一環として行うものである。
また、管理者が乗務をすることで、指導業務などに活かすことができ、安全・サービスレベルの向上や社員への乗務指導に資することを目的としている。
なお、具体的な提起がある場合は「労使間の取扱いに関する協約(平成30年10月1日締結)」に則り取り扱っていく考えである。

(交渉の特徴点)

- (組合) 「管理者の乗務については、就業規則に基づく社員運用の一環」としての運用で行うことに納得感がない。区長の指示というが、コロナ禍での乗務が今回の異動のために実施されていたとしか思えない。だから、区長が指示するというのは後付けだ。
- (会社) 回答の通り、就業規則の運用による区長の指示で行える。これまで業務を指示で行っているものと変わらない。 管理者の乗務は、4月～5月ぐらいから検討していたが、乗務前提でのコロナ対策の乗務はやっていない。
- (組合) その運用の部分は一致しないが、初めて実施するのだから、目的を明確にして安全を前提に職場が混乱しないようやるべきだ。 目的は《①コロナの感染拡大した際の列車運行の確保②管理者の本線乗務を通じ、変革2027の実現に向けて3つの改革の推進を図る③管理者としての視点と、乗務をしての視点の2つを兼ね備えてほしい④乗務員とのコミュニケーションを図る⑤管理者の実態把握能力の向上を図る》でよいのか？
- (会社) 目的は、管理者が乗務をすることで、指導業務などに活かすことができ、安全・サービスレベルの向上や社員への乗務指導に資することである。また言われた通り①～⑤もその通りである。
- (組合) 管理者で乗務する人は、全職場で配置するのか？またどのような勤務で、どのような行路に乗務させるのか？
- (会社) 必ずとも言い切れないが、特情に合わせて配置を検討したいが、やってみないとわからない。基本的には、行路を乗ってもらうが、日勤の時などは指導員のように突発的に穴が空いたところを乗務してもらう場合はある。
- (組合) 管理者の乗務の運用は法令改正の本部・本社の議論があるので、基本的に行路を乗務することを確認する。また、当務主務は短時間行路を乗務するので、運用が違うことも確認する。なお、当務主務が通常行路を乗務することはないことを確認したいが良いか？
- (会社) 当務主務は基本的に通常行路を乗務することはない。管理者の乗務は週1～3回乗務して、安全の確保にも向けていきたい。
- (組合) 職場では、どの管理者が乗務できるかわからないし、目的が何なのかもわからない。安全と健康を担保しながら、目的なども明確にして実施すべきだ。
- (会社) 今回木更津運輸区で行うのは、人事運用で当てはまった。今後、管理者が乗務するための養成に際しては、その期間は管理者の要員を1名増やして実施する。 目的は、安全・サービスレベルの向上や社員への乗務指導に活かすためである。なお、管理者で乗務する本人には、目的などを説明する。
- (組合) 管理者の乗務で安全・サービスレベルの低下を招かないよう教育訓練などを実施することは一致していると認識するがどうだ？
- (会社) そこは一致している

会社の目的に踏まえた運用が労使議論通りに実施されていくか検証していこう！